

2026年4月 マッチング拠出制限撤廃に向けた 規約変更等の検討事項について

本資料は加入者掛金(マッチング拠出)を実施している
事業主様向けの内容です。

2025年12月
確定拠出年金業務部

本資料において
使用する略語

DC: Defined Contribution Pension Plan (= 確定拠出年金) の略

DB: Defined Benefit Pension Plan (= 確定給付企業年金) の略

事業主様にご対応頂きたい事項の全体像

- 本資料では、2026年4月の法改正(マッチング拠出の制限撤廃)に向けたご対応・ご検討事項等をご案内しております。

①マッチング拠出の制限撤廃適用の有無の決定

- 法改正を適用するためには、規約変更が必要になります。(自動的に反映されません。)
- このため、適用の有無、適用する場合いつから適用するかを事業主様にてご決定頂く必要があります。
- 弊社にて変更規約を作成いたしますので、適用の有無等について、弊社へお申出ください。

②ご検討事項(留意点)について

- 制限撤廃に際し、以下ご検討・ご確認ください。詳細は各検討事項のご参照ページをご確認ください

ご検討事項	概要	ご参照ページ
給与システム	制限撤廃が給与システム等へ影響する場合がございます。給与システム等への影響の有無、改修期間をご確認のうえ、適用時期をご検討ください。	5ページ
退職金規程等	マッチング拠出の運営ルールを退職金規程等に規定してる場合、退職金規程等の改定が必要になります。	6ページ
臨時募集	法改正に伴い、マッチング拠出の金額変更を臨時で募集することができます。臨時募集の有無をご検討ください。	7ページ
新制度適用 (DB実施先)	DB実施先の事業主様で、2024年12月の拠出限度額に関する法改正で「新制度適用」していない場合、今回の法改正のタイミングで拠出限度額に関する「新制度適用」を行うかをご検討ください。 (2026年4月実施の場合、2025年9月末日までに弊社にお申出、2026年1月末日までに規約変更申請が必要)	8ページ

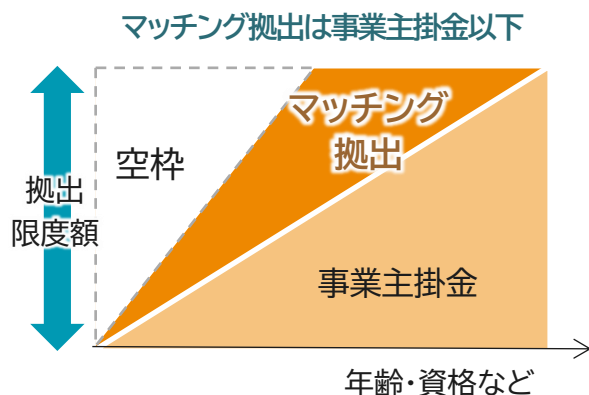
マッチング拠出を事業主掛金額以下とする制限の撤廃(2026年4月施行予定)

- マatching拠出の掛金額を事業主掛金以下とする制限が撤廃されることにより、DCの拠出限度額を余すことなく活用できるようになります。
- ただし、法改正は自動的に適用されず、制限を撤廃するためには規約変更が必要になります。

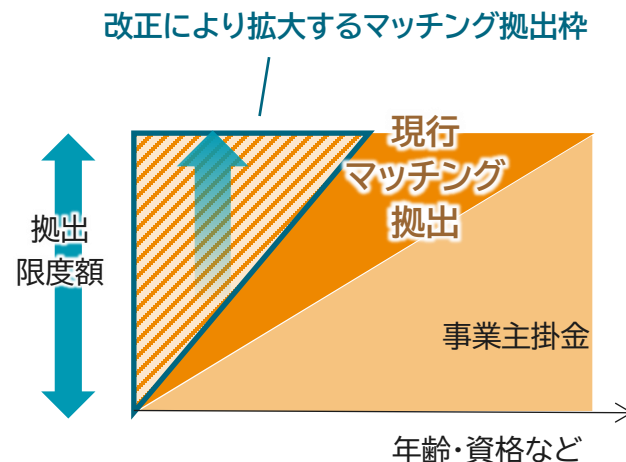
法改正内容

- マatching拠出の掛金額を事業主掛金額と同額以下とする制限が撤廃されますが、適用する場合は規約変更が必要になります。
- 規約変更により、「マッチング拠出+事業主掛金」の合計金額がDCの拠出限度額以下であれば、事業主掛金額を上回る額であっても、マッチング拠出ができるようになります。

✓ 現行制度のイメージ



✓ 法改正後制度のイメージ



【重要】法改正は自動的に適用されず、規約変更が必要となります。

マッチング拋出の制限撤廃のご留意点等

制限撤廃に伴う規約変更について

- 原則、**規約変更の届出は不要※**です。
- 法改正に伴う規約変更は、拋出上限額の経過措置の終了事由に該当しません。(＝引き続き、旧基準の拋出上限額が継続されます。)
- 規約において、「マッチング拋出の金額の選択肢」を規定している場合、制限撤廃に伴い当該選択肢(事業主掛金超の額)を増やす場合でも届出不要※です。ただし、制限撤廃前に設定可能であった選択肢(事業主掛金以下の額)を増やす場合は申請になります。

※申請による規約変更が必要となる場合

- ・制限撤廃に合わせ、それ以外の規約変更を行う場合

その他のご留意点について

- 制限撤廃に伴いマッチング拋出の臨時募集は可能です。
また、臨時募集で**事業主掛金を超える額を選択した場合のみ、金額変更の年1回の制限の対象外**になります。(7ページご参照ください。)
- 事業主掛金が0円の場合、加入者掛金の拋出はできません。(従来通りです。)
- 制限撤廃時点で加入者掛金が制限に抵触して自動減額となっている場合、制限撤廃に伴い自動でマッチング拋出を増額することはできません。(＝増額する場合は、加入者からの申出が必要になります。)

マッチング拠出の制限撤廃に関する規約変更について

- 制限撤廃に関する規約変更は届出不要※(法改正による軽微な変更)、労使同意も不要です。
- 退職金規程等にマッチング拠出の運営ルールを規定している場合、当該諸規程の改定も必要になります。

※一部の規約では申請になる場合があります。(3ページをご参照ください。)

規約変更の流れ

- 事業主様のご意向により、弊社が規約変更案を作成し、事業主様にご案内いたします。

【制限撤廃を適用する場合】

意向確認

- 事業主様のご意向を弊社営業担当者までお伝えください。

規約作成

- 弊社にて規約の新旧対照条文等を作成のうえ、事業主様へご案内いたします。
施行日までにご案内する予定としております。
- 退職金規程等の改定は、事業主様にてご対応頂きますようお願いいたします。

- 制限撤廃以外に新制度適用(8ページをご参照ください。)等の規約変更を行う場合、通常の規約変更(申請手続き)になります。

新制度適用を行う等、他の規約変更事項がある場合、早期※にお申出ください。

※2026年4月に規約変更を行う場合、2025年9月末日までに弊社にお申出、2026年1月末日までに申請を行う必要があります。

(ご参考) 給与システム等への影響確認について

給与システム等への影響確認について

- 現在マッチング拠出を実施されている事業主様で、①毎月の掛金でマッチング拠出が事業主掛金を上回らないよう給与システム等でチェックをかけている、②マッチング拠出の開始・変更・停止の独自システムを構築している、等のケースが考えられます。
- この場合、マッチング拠出の制限撤廃を行うためには、規約変更だけでなく、システム改修が必要となるものと考えられます。
- システム改修には一定の時間を要するため、改修の要否、および改修に必要な時間・費用等について、システム担当部署やシステムベンダー等に早期にご確認ください。

実務への影響について

- 今回の法改正は、記録関連運営管理機関の事務システムに影響を与えます。このため、毎月の掛金拠出実務が変更になる可能性があります。実務の変更内容については、別途DCニュース等にてご案内いたします。

(ご参考) 退職金規程等の改正有無の確認について

マッチング拠出の運営ルールが退職金規程等に規定されている場合は改定が必要

- 退職金規程等にマッチング拠出の運営ルールが規定されている場合、規約変更タイミングで退職金規程等の改定が必要になります。
改定ポイント等はDCニュース(2025年12月25日発信)をご確認ください。

【現行の運営ルールの記載イメージ】 *表現や形式等は、事業主様により異なる場合があります。参考としてご確認ください。

別表●

(1)加入者掛金の額	1,000円以上、1,000円単位の任意の額。ただし、 事業主掛金を超過せず 、事業主掛金と加入者掛金の合計額が法令に定める拠出限度額を超えない範囲とする。
(2)加入者掛金の開始・再開	加入者掛金の開始・再開を希望する者は、所定の様式により毎年5月1日から5月31日(休業の場合は、その前営業日)までに申し出ることにより、5月分の掛金から開始することができる。ただし、上記にかかわらず、加入者の資格を取得すると同時に所定の様式により申し出ることにより、加入者掛金の拠出を開始することができるものとする。
(3)加入者掛金の額の変更	加入者掛金の額の変更を希望する者は、所定の様式により、毎年5月1日から5月31日(休業日の場合は、その前営業日)までに申し出ることにより、5月分の掛金から変更することができる。 なお、年の基準は、12月1日から翌年11月30日までとする。
(4)その他加入者掛金の額の変更	次の各号に掲げる場合に該当し加入者掛金の額の変更を希望する者は、所定の様式により毎月末日(休業日の場合は、その前営業日)までに申し出ることにより、当月分の掛金から変更することができる。 ① 事業主掛金の額が引き下げられることにより、事業主掛金の額が加入者掛金の額を下回ることとなる場合であって、加入者掛金の額が事業主掛金の額を超えないように変更する場合。 ②事業主掛金の額が引き上げられること又は他制度掛金相当額(確定拠出年金法施行令第11条に定める他制度掛金相当額をいう。以下同じ。)が引き上がることにより、事業主掛金の額と加入者掛金の額との合計額が拠出限度額を超える場合において、合計額が拠出限度額を超えないよう加入者掛金の額を引き下げることにより、事業主掛金の額と加入者掛金の額との合計額が拠出限度額を超える場合において、合計額が拠出限度額を超えないよう加入者掛金の額を引き下げる場合。 ③加入者掛金の額の決定の方法が変更されることにより、加入者が拠出していた加入者掛金の額を拠出できなくなる場合において、変更後の決定の方法による額に変更する場合。 ④加入者掛金の額を零に変更する場合。
(5)事業主による加入者掛金の額の変更	会社は、次の各号に掲げる場合は、加入者からの変更の指図を受けずに、加入者掛金の額を変更できるものとする。 ① 事業主掛金の額が引き下げられることにより加入者掛金の額が事業主掛金の額を超過する場合は、(1)に定める加入者掛金の額のうち、事業主掛金の額を上回らない一番高い額とする。 ②事業主掛金の額が引き上げられること又は他制度掛金相当額が引き上がることにより、事業主掛金の額と加入者掛金の額との合計額が拠出限度額を超過する場合は、(1)に定める加入者掛金の額のうち、事業主掛金の額との合計額が拠出限度額を上回らない一番高い額とする ③本規約の加入者掛金の額の決定の方法が変更されることにより、加入者が拠出していた加入者掛金の額を拠出できなくなる場合において、変更後の決定の方法による額のうち、加入者が拠出していた掛金額に最も近くかつ超過しない額に変更する場合。 ④加入者掛金の額を零に変更する場合。

(ご参考) 臨時募集の有無について

臨時募集を行う場合

- 規約変更にあわせて、マッチング拠出の定例募集(規約または退職金規程等に規定)とは別に臨時で変更募集を行うことができます。
- なお、マッチング拠出の金額変更は「加入者ごとに年1回」の制約がありますが、**臨時募集時の掛金額変更などにより、加入者掛金額が初めて事業主掛金額を上回った場合は、上記「加入者ごとに年1回」の制約の対象外になります。**

従来の制限の範囲内で金額変更する場合は、年1回の制限の対象となりますので、ご注意ください。(詳細は下記ご参照ください。)

- また、臨時募集について規約または退職金規程等に規定する必要があります。(規約変更が必要な場合でも届出不要※です。)

※一部の規約では申請になる場合があります。(3ページをご参照ください。)

臨時募集の注意点

- ・ 臨時募集時に事業主掛金を上回る金額に変更した方は、同一年内(掛金対象月で12月から翌年11月)の定例募集時に再度金額変更を行うことができます。
- ・ 逆に、臨時募集で事業主掛金の範囲内で金額変更した方は、前ページに掲げる例外に該当する場合、または事業主掛金額を上回る額に変更する場合を除き、定例募集時に金額変更を行うことができません。
※上記は先に臨時募集、後に定例募集を行う場合ですが、先(法令施行前含む)に定例募集、後に臨時募集を実施する場合も同様です。
- ・ 上記のチェックは、弊社および記録関連運営管理機関では対応できませんので、事業主様にてチェックいただく必要があります。

⇒臨時募集の考え方

- 上記の注意点のように臨時募集を行う場合、加入者ごとに「年1回」の変更の有無を管理する必要が生じます。
- このため、制限撤廃(規約変更)を反映したマッチング拠出の金額変更は、次回定例募集からにすることが考えられます。
- 一方で、定例募集が年後半になる等、法改正の影響を早期に反映させたい場合において臨時募集が考えられます。
- なお、規約や退職金規程等において、「新規加入者は加入時にマッチング拠出の申出ができる」旨を規定している場合、制限撤廃(規約変更)後の新規加入者は、制限撤廃後のマッチング拠出の金額が選択できます。

(ご参考) 新制度適用(2024年12月の法改正)について

確定給付企業年金(DB)を実施している事業主様

- 2024年12月法改正で、DCの拠出限度額が変更になり、法改正を適用するためには、規約変更(新制度適用)が必要になっています。
このため、DB実施先の事業主様で新制度適用をしていない場合、法改正前の拠出上限額(月額2.75万円)を継続していることになります。

	法改正前	改正後(2024年12月1日施行) ≪DC規約に「新制度」適用を定めた場合のみ≫
企業型DCのみに 加入する場合	月額5.5万円	月額5.5万円から 他制度掛金相当額を控除した額
企業型DCとDB等※の他制度 の両方に加入する場合	月額2.75万円	DC規約に「新制度」適用を定めた場合のみ、本算定方法が 適用されます。 「新制度」適用を定めない場合は、「旧制度」適用(経過措 置)となり、左記の現行限度額が継続適用されます。

※DBのほか、厚生年金基金、私立学校教職員共済制度、石炭鉱業年金基金が含まれます。

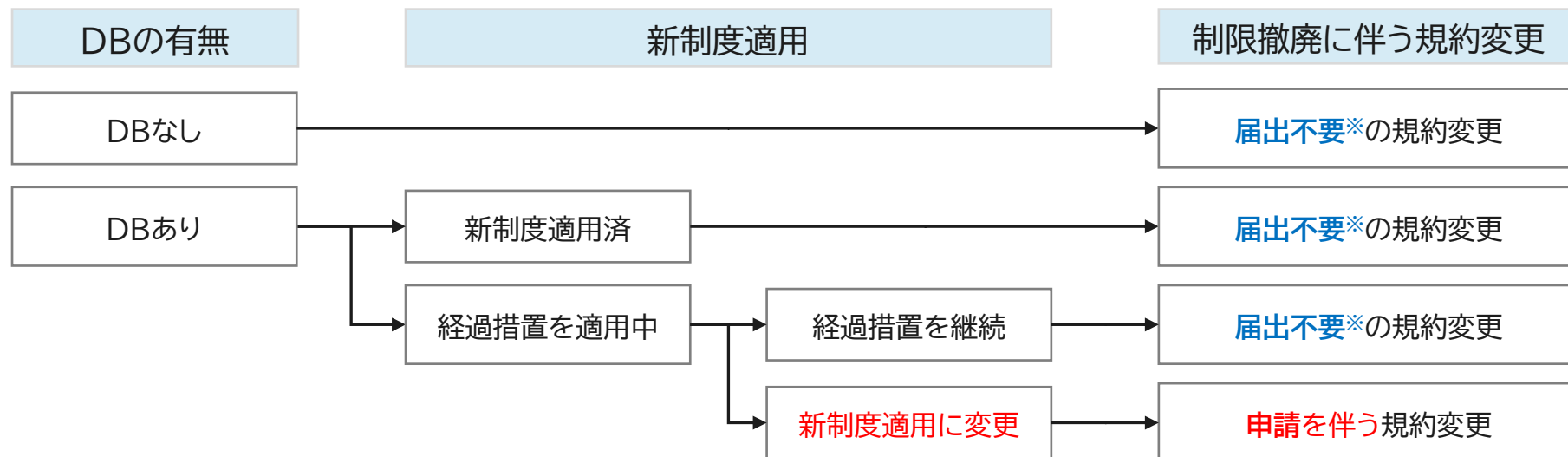
⇒新制度適用について

- DB実施先の事業主様で新制度適用しておらず、かつ「他制度掛金相当額」が2.75万円より少額の場合、新制度適用により、拠出限度額が引き上がります。
- このため、マッチング拠出の制限撤廃にあわせ、新制度適用を行うことで、マッチング拠出の拠出可能金額が拡大することになり、従業員様のメリット拡大につながります。
- 新制度適用に伴う規約変更は申請となり、準備期間が6ヶ月程度必要になります。

※2026年4月に規約変更を行う場合、9月末日までに弊社にお申出いただき、2026年1月末日までに申請を行う必要があります。

マッチング拠出の制限撤廃に関する検討事項(まとめ)

制限撤廃に伴う規約変更イメージ



※一部の規約では申請になる場合があります。(3ページをご参照ください。)

規約変更時期等

⇒規約変更時期(制限撤廃時期)

- 制限撤廃に伴うシステム改修が間に合う場合は「2026年4月1日」※の規約変更が検討できます。(5ページをご参照ください。)

※規約や退職金規程等において、「新規加入者は加入時にマッチング拠出の申出ができる」旨を規定している場合、制限撤廃にあわせ、2026年4月の新規加入者から制限撤廃を反映したマッチング拠出が可能になります。

⇒既存加入者のマッチング拠出の募集時期(臨時募集の有無)

- 臨時募集を行う場合、年1回の金額変更の制約を加入者様毎に管理する必要が生じるため、制限撤廃を反映した初回の募集は、次回定例募集にすることが検討できます。(7ページをご参照ください。)

【重要】対応方針についての意向確認

回答内容及び回答希望時期

- 複数社で一つのDC制度を実施されている場合、代表事業主様よりまとめて回答いただくことも可能です。
- マッチング拠出制限撤廃に加え、臨時募集の有無、新制度適用(DB実施先)の有無についても、ご意向確認をさせていただく内容になっておりますので、本資料等をご参考いただき、対応方針をご検討ください。
- **ご回答内容は弊社への正式なご依頼として取り扱わせていただき、弊社にて変更規約等を作成いたします。(施行日までにご案内予定。)**
このため、2026年4月に規約変更をご希望する場合、変更内容に応じて、ご回答希望時期を設けさせて頂いております。
回答希望時期の経過後にご回答を頂いた場合、2026年4月の規約変更に関係しない場合がございますのでご了承ください。

制度変更内容・時期※1	規約変更の申請区分	回答希望時期
2026年4月に制限撤廃	届出不要※2	2025年12月末
2026年4月に制限撤廃、臨時募集	届出不要※2	2025年12月末
2026年4月に制限撤廃、 新制度適用(DB実施先)	申請	2025年9月末※3
2026年4月に制限撤廃、 新制度適用(DB実施先) 、臨時募集	申請	2025年9月末※3

※1 方針が未確定の場合や、変更となった場合も、弊社までご連絡ください。

※2 一部の規約では申請になる場合があります。(3ページをご参照ください。)

※3 DB実施先の事業主様で2026年5月以降に制度撤廃にあわせ新制度適用を行う場合、規約変更日の7か月前の末日までに弊社宛ご連絡ください。
例)2026年5月に実施する場合、2025年10月末までに弊社宛にご連絡ください。

End of Presentation

- 本資料は、情報提供を目的として作成されたものであり、勧誘を目的として作成されたものではありません。
- 本資料に記載のデータは、弊社が信頼できると判断した情報等に基づくものですが、その情報の正確性・確実性について弊社が保証するものではありません。
- 本資料は、作成日において入手可能な情報等に基づいて作成したものであり、今後の金融情勢・社会情勢等の変化により、内容が変更となる場合があります。
- 本資料に記載された内容は、現時点における一般的な条件を示したものであり、実際に取り組むことができない場合や条件が変更となる場合があります。予めご了承ください。
- 本資料における弊社からの提案をお客様が採用されない場合であっても、弊社とのお取引についてお客様が不利益な取扱いを受けることはありません。また、弊社は本資料における提案をお客様が採用されることをお客様とのお取引との条件とすることはありません。
- 本資料は、法律・会計・税制上の助言をなすものではないため、法律・会計・税制上の取扱いについては各専門家にご確認くださいようお願い申し上げます。
- 本資料の数値は、一定の前提に基づく概算数値が含まれる場合があります。実際の適用に際しては正式な計算を行う必要があり、その場合の結果は差異が生じますのでご注意ください。またシミュレーションやバックテスト等のデータ、運用実績やリスク・リターン等による商品分類図を含めた本資料の内容は、将来の運用成果等を保証するものではありません。
- 本資料に係る一切の権利は、他社資料の引用部分を除いて三井住友信託銀行に属し、いかなる目的であれ本資料の一部または全部の無断での使用・複製は固くお断り致します。
- 本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等がございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会くださいますようお願い申し上げます。

(以下の表示は、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条の2で準用する金融商品取引法第37条の規定に基づく表示です。)

- ・ 信託契約に係るリスクについて

信託契約においては、金利・為替・株式等の価格変動により、また、投資先の信用状況の変化(発行者の事業内容、財務等の経営状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等)により、損失が生ずることとなるおそれがあります。

- ・ 契約の際、お支払い頂く報酬・手数料等について

本資料の記載内容に基づきお客様が弊社と新たに各種契約を締結する場合は、所定の報酬・手数料等が発生いたします。個別の計算方法はお客様と弊社が協議のうえ決定します。契約締結にあたっては、必ず弊社営業担当者宛に計算方法をご確認くださいようお願い申し上げます。

- ・ 商号等

弊社の商号等 : 三井住友信託銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長(登金)第649号

加入協会 : 日本証券業協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会